

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	下益城郡小川町大字東小川字下蓮仏 292番2地先から 同所 字上蓮仏 427番2地先まで	82.4	緊道整
"	矢部阿蘇公園線	上益城郡矢部町大字御所字杉ノ鶴 3793番1地先から 同所 字後迫 348番3地先まで	1400.0	"
一般県道	清和砥用線	上益城郡矢部町大字菅字松出 1841番1地先から 同所 字南川内 1289番3地先まで	403.0	単道改
"	"	上益城郡矢部町大字菅字添原 2275番 地先から 同所 字原の園 1885番1地先まで	700.0	"

2 供用開始する期日 平成15年1月24日

熊本県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年1月24日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月24日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	玉名郡天水町大字小天字辻 3642番3地先から 同所 同字 3642番2地先まで	23.7	拡幅部 供用開始
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字尾崎 873番1地先から 同所 同字 870番1地先まで	63.0	迂回路 設置

2 供用開始する期日 平成15年1月24日

熊本県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年1月24日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月24日

熊本県知事 潮谷義子